



下條村公告第 23 号

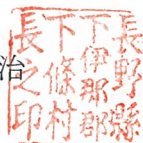
公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において公開する。

令和 8 年 8 月 20 日

下條村長 金田 憲治



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 公開場所
下條村役場振興課経済係、下條村ホームページ
- 3 本公告により、下條村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ
設定される。

以 上